| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 二　研究所の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

**附　則**

この省令は、平成三十年四月一日から施行する。

**○経済産業省令第十四号**

計量法（平成四年法律第五十一号）第九十六条の規定に基づき、指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

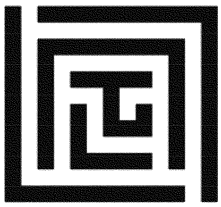
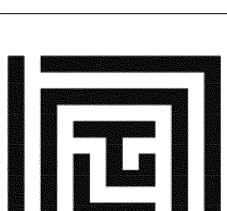
平成三十年三月三十日

経済産業大臣　世耕　弘成

指定製造事業者の指定等に関する省令の一部を改正する省令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | 二　国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の「短期計量教習」以上を修了した者で、指定に係る実務経験が一年以上の者 |
| ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ | ［略］ |

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （基準適合証印）<br>**第八条**　基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。<br><br>2　基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい本体の部分に付さなければならない。<br>3　前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が適切でないと国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。 | （基準適合証印）<br>**第八条**　基準適合証印は、次に掲げる形状により、打ち込み印、押し込み印、すり付け印、焼き印又ははり付け印により付するものとし、容易に識別できる大きさとする。この場合において基準適合証印には、法第十六条第一項第二号ロの指定の際経済産業大臣が指定した番号を基準適合証印に隣接した箇所に表示するものとする。<br><br>2　基準適合証印を打ち込み印、押し込み印、すり付け印又は焼き印により付する場合は、特定計量器の本体の通常の使用状態において見やすく、かつ、消滅しにくい部分に付さなければならない。<br>3　前二項の規定にかかわらず、基準適合証印を付す方法、基準適合証印の大きさ及び基準適合証印を付す特定計量器の部分が、適切でないと国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）又は日本電気計器検定所が認める場合にあっては、研究所又は日本電気計器検定所が個々に定めることができる。 |